

～ 立命館大学氷室地区地区計画の見直し原案の概要 ～

●地区計画の名称 ※変更なし

立命館大学氷室地区地区計画

●地区計画区域 ※変更なし

面積約0.7ha

●地区計画の目標 ※変更あり（今回の変更に合わせて、全体的に文言を整えています。）

金閣寺に近接している当地区は、周囲には既に低層住宅地が形成されており、今後も良好な住環境を維持すべき地域である。当地区に地区計画を策定することにより、良好な教育・研究環境の確保と共に周辺の住環境と調和のとれた施設の誘導を図る。

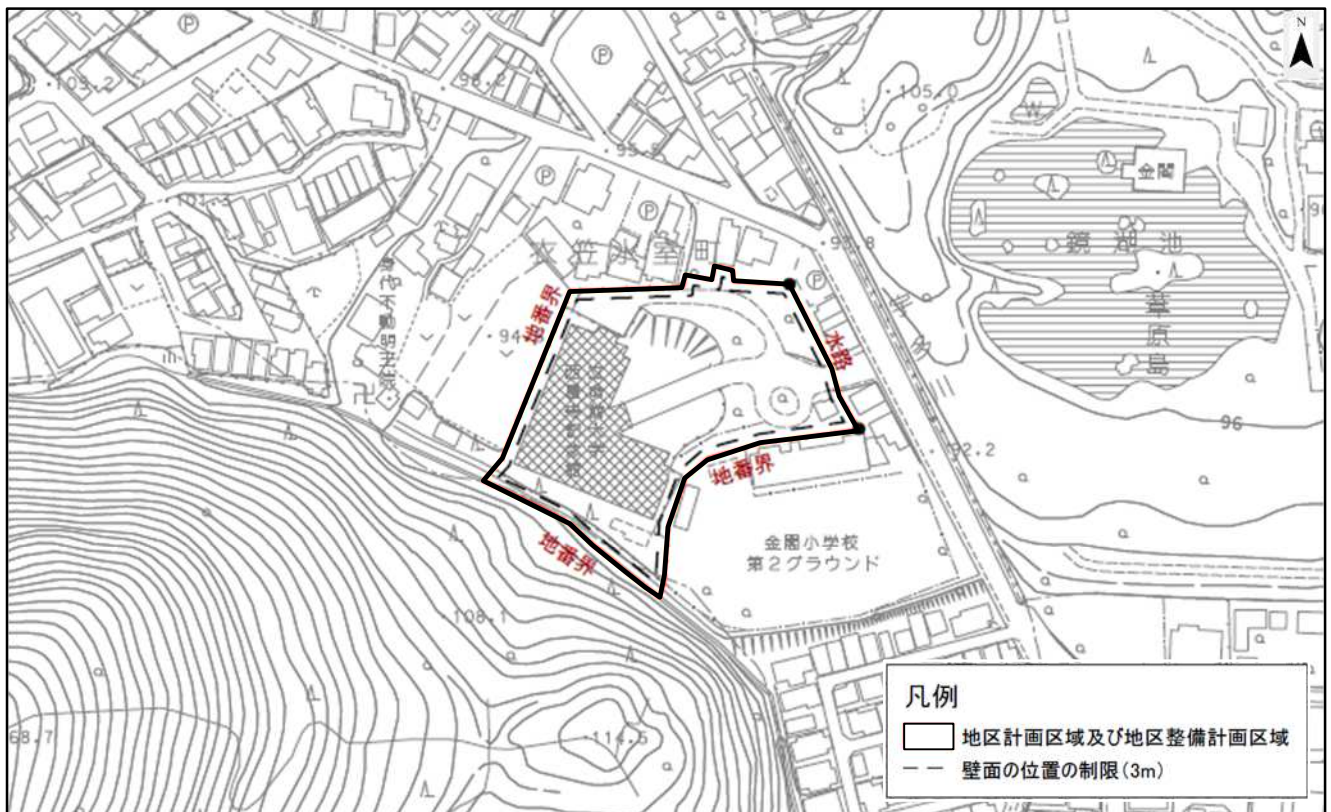
●土地利用の方針 ※変更なし

敷地内においては、可能な限り緑化を促進する等、周辺環境との一体化に配慮する。

●建築物等の整備の方針 ※変更あり

建築物の用途を大学及び高等学校に限定することにより、用途の混在等による環境の悪化を防止し、建ぺい率、容積率、壁面の位置、建築物等の高さ及びかき又はさくの構造に制限を加えることにより、周辺の住環境と調和した施設の整備を図る。

【地区計画の区域】



【地区整備計画】

※ 地区整備計画の内容は、規制内容を分かりやすくするため、地区計画の原案に記載している文言とは異なる表現としています。また、詳細な内容は省略しておりますので、詳しくはホームページをご覧ください。

●建築物等の用途の制限 ※変更あり

次に掲げる建築物以外の建築物は建築できないこととします。

- (1) 大学
- (2) 高等学校
- (3) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

●建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ※変更なし

10分の12

●建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 ※変更なし

10分の4

●壁面の位置の制限 ※変更なし

- (1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は3mとする。
- (2) 守衛所、自転車置場その他これらに類するもので地上階数が1のもの及び玄関ポーチその他これに類する建築物の部分については、壁面の位置の制限にかかわらず建築することができる。

●建築物等の高さの最高限度 ※変更なし

建築物の軒高は10m以下とする。

●かき又はさくの構造の制限 ※変更なし

敷地境界線に沿ってかき又はさくを設置する場合には、可能な限り、生垣等により緑化を推進することとする。